

第十六回国会 建設委員會議録 第九号

昭和二十八年七月七日(火曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君  
理事内海 安吉君 理事瀬戸山三男君  
理事中島 茂喜君 理事山下 榮二君  
理事佐藤虎次郎君

逢澤 寛君 高田 弥市君  
仲川房次郎君 堀川 恭平君  
松崎 朝治君 村瀬 宜親君  
志村 茂治君 三鍋 義三君  
山田 長司君 中井徳次郎君  
高木 松吉君 只野直三郎君

建設政務次官 南 好雄君  
建設事務官 石破 二朗君  
建設事務官 (大臣官房長) 澁江 操一君  
建設事務官 (計画局長) 澤田 一君

委員外の出席者  
建設事務次官 稻浦 鹿藏君  
建設事務官(大臣官房建設課長) 宮内 潤一君  
建設事務官 (河川局長) 伊藤 大三君  
専門員 西畑 正倫君  
専門員 田中 義一君

七月四日

委員平井義一君辞任につき、その補欠として高田弥市君が議長の指名で委員に選任された。

同月六日

委員三鍋義三君辞任につき、その補欠として伊藤好道君が議長の指名で委員に選任された。

同月七日

委員伊藤好道君辞任につき、その補

欠として三鍋義三君が議長の指名で委員に選任された。

七月六日

建設業法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一五四号)

同月四日

問田川改修工事施行の請願(岸信介君紹介)(第二五九八号)

同月六日

破間橋架替の請願(田中角榮君紹介)(第二八〇一号)

同月四日

入鹿瀬村、只見村間道路改修工事施行の請願(田中角榮君紹介)(第二八〇二号)

同月四日

産業労働者住宅資金融通法案に関する陳情書(社団法人日本造船工業会会長丹羽周夫)(第六七九号)

本日の會議に付した事件  
土地収用法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一四二号)  
建設業法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一五四号)

九州地方における豪雨災害状況に関する説明聴取

○久野委員長 これより會議を開きます。

本日はまず建設業法の一部を改正する法律案を議題といたします。その提案理由の説明を聴取いたします。南政務次官。

建設業法の一部を改正する法律案  
建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「技術者の設置」を「主任技術者の設置」に改める。

第三條各号列記以外の部分中「この法律は」の下に「第二十二條第二項及び第三項並びに第三十一條第一項の規定を除き」を加え、同條第二号中「第十四号から第二十二号まで」を「第二十号」に改める。

第五條に次の一項を加える。  
2 登録申請者のうち、建設大臣の登録を受けようとする者は、前項の規定による外、同一都道府県内にあるその営業所(本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ)の一人、前項各号の二に該当する者を一人以上置く者でなければならない。

第六條各号列記以外の部分中「営業所(本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ)」を「営業所」に改める。

第七條第四号中「第五條各号に規定する要件の一をそなえる技術者を有すること」を「第五條第一項各号に規定する要件の一をそなえる技術者を有すること及び同條第二項に規定する要件をそなえていること」に改める。

第九條第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第十一條第一項第二号中「(法人

である場合においては、取消の日において役員であつた者を含む。」を「取消の日前三十日以内において、法人である場合においては、その役員又は政令で定める使用人(以下本條中「使用人」という。)であつた者、個人である場合においては、その支配人、法定代理人又は使用人であつた者を含む。」に改め、同項第三号中「(法人である場合においては、刑に処せられた日において役員であつた者を含む。)」を「(刑に処せられた日前三十日以内において、法人である場合においては、その役員又は使用人であつた者、個人である場合においては、その支配人、法定代理人又は使用人であつた者を含む。)」に改め、同項に次の一号を加える。

六 個人でその支配人が第一号から第三号までの二に該当する者であるもの。

第十六條中「建設省令」を「政令」に改める。

第二十一條第一項中「但し、」の下に「公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第二條第四項に規定する保証事業会社の保証に係る工事又は」を加える。

第二十二條を次のように改める。  
(一) 一括下請負の禁止  
第二十二條 建設業者は、その請け負つた建設工事を、如何なる方法をもつてするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負つた建設工事を一括して請け負つてはならない。

3 前二項の規定は、元請負人があらかじめ注文者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。

第二十四條に後段として次のように加える。

この場合において、建設業審議會は、当該建設工事の請負契約が第十八條の規定の趣旨に反して公正でないとき、当該請負契約の当事者に対して、その契約の内容を変更することを勧告することができる。

第二十四條に次の一項を加える。  
2 前項の場合において、建設業審議會は、必要があると認めるときは、当事者又は参考人の出頭を求めることが出来る。

第四章 主任技術者の設置  
第二十六條第一項中「第五條」を「第五條第一項」に改める。

第二十七條を次のように改める。  
第二十七條 削除  
第二十八條第一項に次の一号を加える。

六 建設業者が、その請け負つた建設工事を第十條の規定に違反する者に請け負わせたとき。  
第二十八條第二項中「当該建設業者に対し」の下に「中央建設業審議會又は都道府県建設業審議會にはかつて」を加える。

第二十九條各号列記以外の部分中「左の各号の一に該当するときは、」の下に「中央建設業審議会又は都道府県建設業審議会にはかつて、」を加え、同條第一号を次のように改める。

一 第五條第一項各号に規定する要件をそなえる者を欠くに至つた場合又は同條第二項に規定する要件を欠くに至つた場合  
第二十九條第二号中「第五号」を「第六号」に改める。

第二十九條の次に次の一條を加える。  
第二十九條之二 建設大臣又は都道府県知事は、建設業者の営業所の所在地を確知できないとき、又は建設業者の所在（法人である場合においては、その役員の前在をい、個人である場合においては、その支配人の所在を含むものとする。）を確知できないときは、官報又は当該都道府県の公報でその事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、当該建設業者の登録を取り消すことができる。

第三十條中「又は都道府県知事」を「若しくは都道府県知事又は当該建設業者が建設業を営んでいる地を管轄する都道府県知事」に改める。  
第三十一條第一項中「すべての建設業者」を「建設業を営むすべての者」に、「その登録を受けた建設業者」を「当該都道府県の区域内で建設業を営む者（建設大臣の登録を受けた者を除く）」に改め、同條第三項中「第一項」を「前項」に改め、

「前項において準用する場合を含む。」を削り、同條第四項中「建設省令」を「政令」に改め、同條第二項を削り、同條第三項を第二項とし、同條第四項を第三項とする。  
第三十二條に次の一項を加える。  
二 前項の規定は、第四十二條の規定により第二十八條第一項に規定する建設大臣の権限を委任された都道府県知事が同條同項に規定する処分をする場合について準用する。

第三十四條第二項中「建設工事の標準請負契約約款」の下に「、入札の参加者の資格に関する基準並びに予定価格を構成する材料及び役務費以外の諸経費に関する基準」を加え、「及び」を「並びに」に改める。  
第三十七條第一項本文中「六月」を「二年」に改め、同條第二項但書を削る。  
第四十二條中「特別の必要があると認めるときは、」を「政令の定めるところにより、第二十八條第一項及び第三項並びに」に改める。  
第四十四條中「第三十二條」を「第二十四條第二項及び第三十二條」に改める。  
第四十七條第三号を次のように改める。  
三 削除  
第四十七條第四号及び第五号中「同條第二項において準用する場合を含む。」を削る。  
第四十九條中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。  
二 正当な理由がなくて第二十四條第二項の規定による出頭を要

求に応じなかつた者  
附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第十一條第一項第二号及び第三号並びに第二十二條の改正規定は、この法律の公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。  
2 この法律施行の際、現に建設業を営んでいる者で、この法律の施行によつて新たに建設業法第四條第一項の規定により登録を受けなければならなくなつたものは、同法同條同項による登録を受けなくても、この法律施行の日から起算して六十日を限り、建設業者とみなす。その者がその期間内に同法第六條の規定により登録を申請した場合においては、その期間を経過したときは、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。  
3 建設業法第十八條から第二十四條まで、第二十六條及び第四十條の規定は、前項の規定により建設業者とみなされた者については、適用しない。  
4 建設業法第十七條の規定は、附則第二項後段の規定により建設業者とみなされた者の登録が同法第十一條第一項の規定により拒否された場合について準用する。  
5 前項において準用する建設業法第十七條第一項後段に規定する通知をしなかつた者は、二万円以下の罰金に処する。  
6 改正後の建設業法第五條第二項の規定は、この法律施行の際、現に建設大臣の登録を受けている者又はこの法律施行の日前若しくは

施行の日から起算して六十日以内において建設大臣に登録を申請した者については、適用せず、これらの者については、なお、改正前の建設業法第二十七條及び第四十七條第三号の規定の例によるものとする。  
7 この法律施行の際、現に建設業審議会の委員である者の任期は、この法律施行の日前に委員であつた期間を通算する。

○南政府委員 建設工事の適正な施行を確保し、かつ建設業の健全な発達に資するため、昭和二十四年法律第百号をもつて建設業法が制定せられ、ほぼ所期の成果を取つて今日に至つているのでありますが、施行以来四年間にわたる経験にかんがみ、なお若干の改正を加える必要があります。すなわち、本法律の適用範囲の拡大、建設業者の登録要件の強化、一括下請負の禁止の強化及び建設業審議会の委員の任期の延長と権限の強化等をはかる必要があると存するのであります。これが本改正法案提案の主たる理由でございます。

以下、本改正案の主要な点につきまして御説明申し上げます。  
まず第一に、現行の建設業法におきましては、板金工事外八種類の工事について、そのみを単一に請負うことを営業としてしている者につきましては、適用を除外しては、この種の工事が、最近におきましては、この種の工事も、その重要性からも、またその請負金額の点からも、現在建設業法の適用を受けている工事と差異を設けられなくなつて参つておりますので、壁紙

工事を除き、これらの工事のみを請負うことを営業とする者に対しまして、土木工事等と同様、本法を適用するものとしたのであります。  
第二に、登録要件の強化であります。現行法におきましても、建設大臣の登録を受けた建設業者は同一都道府県にある営業所の一に一定の資格を備へた技術者を置くを建前としていたものであります。これを登録の要件といたすと同時に、登録の際の拒否要件を拡大して、現行法では、建設業法違反のゆゑをもつて会社が処分された場合において、営業所の代表者等が会社から独立して登録を申請して来る場合には、これを拒否し得ないこととなつていたので、登録を拒否し得ることとしたのであります。  
第三に、一括下請負の禁止の強化についてであります。この禁止の目的を十分に確保いたしますため、無登録業者等に一括請負させる場合あるいは一括して請負う場合等についても禁止することとしたのであります。

第四に、建設業者に対する監督処分のうち、最も重要な処分である営業の停止及び登録の取消し処分につきましては、これを慎重に行う要があるため、建設大臣または都道府県知事がこれらの処分を行うとするときは、必ず建設業審議会に諮問することとしたのであります。  
第五は、建設業審議会の委員の任期を延長し、その権限を強化したのであります。現行法によりますと、委員の任期は六月で、二回以上の再任を禁止しておりますが、これはあまり短期に失ふので、任期を二年とし、再任を妨げないこととしたのであります。

第六に、建設業法第五條第二項の規定は、この法律施行の際、現に建設大臣の登録を受けている者又はこの法律施行の日前若しくは

この法律施行の日前若しくは

す。次に権限の強化であります。現行法におきましても、建設業審議会は、建設工事の請負契約に關して紛争の生じた場合、当事者の申請に基いて、紛争解決のあつせんを行ひ得ることとなつておりましたが、本法施行以來そのあつせんしたものは、約五百件に上り、注文者も、請負者にも多大の利便を与えておりますが、紛争の原因を調べますに、その内容が明確でないもの、あるいは不合理なものが多いのであります。このような場合は、その契約内容を公正にするよう、変更の勧告をすることができるといたしたのが建設工事の標準請負契約書を作成し、これが実施を主な発注者等に勧告して来たことにより、従来その不合理性と行務性の特に強かつた建設工事の請負契約が年々とも是正されつつありますが、なお入札方法の合理化、注文者の予定価格積算の際の諸経費の算定、建設工事の請負契約関係の合理化を期することとしたのであります。その他以上の諸点に關連して關係各條文の整備をはかつたのであります。

以上、建設業法の一部を改正する法律案の主要な事項について、説明申し上げたのであります。何とぞ慎重御審議の上御可決あらんことをお願いする次第であります。

○久野委員長 次に本案につきまして政府委員より逐條説明を聴取いたします。石破官房長。

○石破政府委員 建設業法の一部を改正する法律案につきまして、その要点を逐條的に御説明申し上げます。

まず第三條の改正は、現在建設業法

の適用を除外している板金工事外七種の工事について、その重要性の増加、請負金額の増大等にかんがみ、土木工事、建築工事と同様に建設業法の適用を受けるようにし、もつて、法に規定する保護、助成、監督がこの種工事にも及び得るようにしたのであります。これに伴つて一件三十万円未満の工事のみを請負者と、壁紙工事のみを請負者のみが本法の適用除外となるのであります。これら適用を除外された業者につきましても、後にそれらの箇所において述べる理由によりまして、一括下請の禁止及び報告検査の規定だけは、なお適用する必要があるので、第三條本文の改正をあわせて行つた次第であります。

次に第五條に第二項を追加いたしました。これは現行法の第二十七條におきましても、建設大臣の登録を受けた建設業者は、同一都道府県内にあるその営業所の一に、第五條各号の一に該当する技術者を一人以上置くことになつておりますが、現行法では登録要件ではないので、業者は一度登録を受けますと、とかく技術者の設置を怠りがちなので、建設大臣登録業者についてはこれを登録要件として法の趣旨の徹底をはかつたのであります。従つて、現行法の第二十七條及び第四十七條第三号は、これを削除いたします。また第六條本文中営業所の定義を削除したこと並びに登録申請書の添付書類に關する第七條第四号、登録がえに關する第九條第一項及び登録の取消しに關する第二十九條第一号後段の改正は、この第五條第二項の改正に符節を合せたものであります。

改正は、現行法では登録取消の日または刑に処せられた日に法人の役員であつた者が登録の申請をして来た場合のみ、これを拒否できることになつておりますが、他の法令との均衡をかり、また会社の無責任な営業所長等が、不誠実な行為をしながら独立して登録して来るのを防止するために、これを改めて、それらの処分があつた日の三十日前に役員、支配人、または重要な地位にあつた使用人については、登録を拒否し得るよういたしました。同條に第六号を追加したのは、第五号と均衡をはかるためであります。

第十六條、第三十一條第四項及び第四十二條の改正は、都道府県知事に義務を課した権限を委任する規定であります。現在建設省令によつて行つておる、地方自治法第四百九條の改正に伴ひまして、政令によつてその細目を定めることとしたものであります。

第二十一條は、昨年公共工事の前払金保証事業に關する法律が公布されたことに基き、請負契約の当事者者間に請負代金の全部または一部を前払いする約定がある場合においても、同法に基き保証に基き保証事業会社の保証がある場合には、保証人を立てるに及ばぬ旨を規定したのであります。

次に、一括下請負の禁止に關する第二十二條の改正であります。現行法によりますと、登録を受けた建設業者が登録を受けた建設業者に一括下請負をさせる場合のみを禁止してありますが、これでは法の趣旨を徹底できませんし、無登録業者等が一括下請負させようとする場合の方が、より注文者に迷惑を及ぼすことになるので、これを改

めまして、注文者の書面による承諾がある場合を除いては、元請負人については何人にも一括下請負させることを禁止し、また無登録業者には一括下請負をしてはならぬということにしたのであります。従ひまして、この規定は無登録業者にも適用のあることは、第三條の改正に關する説明の際に申し述べた通りであります。

次に第二十四條の改正であります。建設審議会が紛争のあつせんを依頼された場合、従来の経験に照し、紛争の原因が請負契約の不備または不合理に基くことが多いので、同條の後段において当時者にその契約の内容を変更することを勧告できる権限を加えました。またあつせん性質上、どうしても当時者または参考人の出頭を要する場合が多いので、同條に第三項を加えて、これらの者の出頭を求め得ることとした。この改正に照応して、第四十四條及び第四十九條を改正し、出頭した参考人には旅費、日当を支給し得るようにし、また出頭に応じない者に対しては一万円以下の過料に処することとした。

第二十六條の改正は、第五條の改正に伴ひ條文を整理したものであります。また建設業者が無登録業者等に部分下請負をさせる場合においても、相當の弊害が認められますので、實情に応じて建設大臣または都道府県知事が適當な指示または勧告をなし得るよう第二十八條第一項に第六号を加えました。

第二十八條第二項、第二十九條本文の改正は、現行法においては、営業の停止、登録の取消し処分をいたします際には、単に本人について聴聞をして

これを行うことになつておりますが、これら重大な処分については最も慎重を要しますので、建設業審議会に諮問して適正な処分を行うように改めたのであります。なお第二十九條第一号前段の改正は、従来からも第五條との間に矛盾があるやに感ぜられておりましたので、この際これを是正したものであります。同号後段の改正については、先ほど第五條の改正について申し述べた際に申し上げました。同條第二号の改正も先刻申し上げた第十一條の改正に伴ひ整理したものであります。

第二十九條の二の一條を新設いたしましたのは、従来建設業者あるいは会社の業務を執行する役員等の中には、その所在が不明となつて調査聴聞等もなし得ず、従つて処分し得ないという例が相當ありましたので、これらについて官報または都道府県の公告にその事実を公告して三十日間本人等からの申出を待つこととし、何らの申出もなるときは登録の取消しをすることができるとしたものであります。

第三十條を改正いたしましたのは、現行法においては、建設業者の不誠実な行為等があつた場合にも、その利害關係人は、単にその建設業者が登録を受けた建設大臣または都道府県知事のみ、その事実を申告し適當な措置をとることを求め得るのにすぎませんので、さらに利害關係人を厚く保護するために、当該建設業者が仕事をしていた土地を管轄する都道府県知事等に対しても、申告及び適當な措置の請求をなし得るようしたのであります。しかしてその申告を受けた知事とするべき措置については、第四十二條の改正によつて、第二十八條に規定する指

示、勸告及び知事登録業者の営業の停止はみずからこれを行得ることとし、建設大臣登録業者に対する営業の停止及び登録の取消し処分を行う必要があることを認め、建設大臣または登録した都道府県知事にその旨を通知して、その権限の発動を容易にするようにいたしたいと考えております。

また建設業者が無登録業者に下請負させたような場合に、その無登録業者から報告を徴し、必要に応じてその業務、工事施工の状況等を検査しなければならぬ場合が多々ありますので、第三十一條第一項から第三項までの規定を改正した次第であります。また第三十二條に第二項を追加いたしましたのは、第三十條及び第四十二條に符節を合せたものであります。

次に第三十四條第二項の改正は、建設業の健全な発達をはかるためには、標準請負契約約款の作成及びその実施の勧告のほか、入札制度を合理化する基準及び請負価格中最も困難な問題を含んでいりる予定価格中の諸経費算定に關する規程を確立して、これを広く採用せしめる必要があると認められ、中央建設業審議会の権限を改めて、この二つの基準の作成及びその実施の勧告権を規定したのであります。以上申し上げましたごとく、建設業審議会の権限及び責任はきわめて重大となつたのであります。現行法では、その委員の任期は六月で、しかも二回以上の再任を許さないことになつております。これではあまりにも短期に過ぎると認められ、任期を二年とし、再任を妨げぬようにいたしたいと存じまして、第三十七條を改正いたしました次第であります。

以上、建設業法施行以来約四箇年の事例に照して、所要の改正を行つたのであります。この改正によつて新たにこの法律の適用を受けることになる者もあり、またこれを即時施行いたしますときは、種々な困難を生ずる面もあると思われ、この間の調和をはかりまして、実情に即した方法によつて実施できますように、附則を改正した次第でございます。

以上、逐條にわたりました御説明を申し上げます。

○久野委員長 本法案に対する質疑は次会に譲ることいたします。

○久野委員長 次に、九州地方における豪雨災害状況に關し、九州地方水害調査顧問派遣議員と本院より派遣され、つづきに現地災害状況を調査いたされ、中島茂喜君より、災害の一般の態勢的対策樹立に資するため、説明を聴取いたします。中島茂喜君。○中島茂喜委員 去る六月二十七日の本院の議決によりまして、各党から選出されました十五名の派遣団に加わりまして、二十八日の夜に東京を出発いたしましたので、二十七日に福岡の県庁に現地に参りましたところ、交通が遮断されておりますために、三班を編成いたしました。第一班は福岡・大分、第二班は佐賀・長崎、第三班は熊本を担当いたしました。三日間にわたつてつづきに被害の状況を視察いたしましたのであります。この状況を、ただいまから各県ごとに御報告いたします。

まず福岡県におきましては、七月一日現在におきまして、土木関係の被害は百四十六億に達しておるのであります。

ます。道路の決壊箇所が五千二百四十八箇所、橋梁の流失二千三百三十、堤防の決壊箇所二千四百八十、山くずれ四千四百七十七箇所上つております。家屋の全壊は千八百四十四、家屋の流失千六百七十一戸、半壊六千五百十六戸、浸水家屋は二十八万一千戸に達しておるのであります。

次に、大分県について申し上げますと、土木関係の被害総額は二十五億円といわれております。河川の決壊箇所が七百八十二箇所、道路の決壊箇所が千二百七十箇所、橋梁の流失二百六十、それから住宅の被害は、流失が六百二十九戸、全壊三百四十九戸、半壊九百二十三箇所、浸水三万九千八百五十三戸に達しておるのであります。

佐賀県について申し上げますと、土木関係の被害総額は約二十五億でございます。堤防の決壊箇所が五百五十箇所、がけくずれが四百二十一箇所、道路の決壊が千五百六箇所、橋梁の流失百八十五となつております。住宅の全壊が六百二十三戸、半壊七百五十二戸、流失八十七戸、浸水家屋は九万九千戸に達してあります。

長崎県について申し上げますと、堤防の決壊箇所が五百三十四箇所、道路の決壊箇所が千四百二十九箇所、橋梁の流失が五十五、がけくずれが三百十四箇所、住宅の全壊が七百七十四戸、半壊四百四十四戸、浸水家屋は七千四百四十六戸となつております。土木関係の被害総額は四億六千万に達してあります。

次に、熊本県の状況について申し上げますと、堤防の決壊箇所が五百九十八箇所、道路が千七百六十九箇所、橋梁の流失百七十、土木関係の被害総額は百七億七千万に達しております。全壊家屋は七百八十三戸、流失家屋が六百七十三戸、半壊家屋が二千七百九十八戸、浸水家屋が七万一千九百三十三戸に達してあります。

なお、私も視察はしなかつたのでございますが、ちようど視察中にまた豪雨がありまして、鹿兒島県、山口県に相当の被害があつたということを聞いたのであります。

以上、特に建設省関係の被害を果別に申し上げたのでございますが、現地におきまして私どもが感じましたことは、何分にも今回の降雨量が、いまだかつてない降雨量でございます。また、今申し上げましたような未曾有の被害を引出したのでございますが、この根本的な対策並びに応急対策を樹立いたしますためには、本委員会から至急に委員を派遣されまして、現地におきましていろいろと検討をする必要があると考へられるのであります。これは国会開会中には委員を派遣しないという原則になつておるのでございますけれども、今回の災害が未曾有の災害でありましただけに、前例を破りましてでも、一日も早く委員を派遣されるように、この機会に要望いたしたいと思つております。

なお詳細にわたりました御報告を申し上げます。本日の本会議におきまして、調査顧問の金光団長から報告をいたすことになつておりますので、これをお聞き取りをお願いいたします。

○久野委員長 たいだいま中島君より御答へをいたしたいと存じます。私からお答へをいたしたいと存じます。

要望のありました委員派遣につきましては、委員長におきまして運営委員会と十分協議をいたしまして、御趣旨に沿いたいと存じます。

○久野委員長 次に、土地収用法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきまして政府委員より逐條説明を聴取いたします。濹江計画局長。

○濹江政府委員 土地収用法の一部を改正する法律案について、逐條御説明を申し上げます。

まず第二章関係の改正につきまして第十四條及び第十五條の改正規定でございます。

第十四條は、現行法上は障害物といゆる土地収用法の対策になつております公共工事をした場合における準備行為として障害物の伐除、町村長の許可を受けて強制土地立入り等ができる規定でございますが、これに對して今回の改正は、ダム工事等を行つる場合の地質調査のためのボーリングを、起業者は知事の許可を得てできることに改正したのであります。この際の「試掘等」の字句には、試掘、試錐に伴う障害物の伐除を含んで考へております。「試掘」と申しますのは、主として横に掘る長隧道でありまして、半径一メートルないし二メートルに及ぶ場合を予定いたしております。「試錐」と申しますのは、やぐらを組みましてドリルで縦穴を掘るといふ場合を予定しておるのであります。現在の試錐の実際の作業から申しまして、大体半径二十センチメートル内外の場合を予定しております。

〔委員長退席、瀬戸山委員長代理着席〕





ます。

次に第十五條の四に移ります。この改正法案の提案理由にも述べられておりますように、土地等の取用手続に入る前の段階においてあつせんが行われるものでございますから、あつせん委員は、すでに土地細目の公告とあつせん取用手続がとられたならば、あつせんは打切ることになります。

次に第十五條の五に移ります。あつせん委員のあつせんが終了後におきましては、すなわち「終つたとき」と申しますのは、あつせんが成功した場合でございます。それから他の事由によつて「あつせんを打切つた」と申しますのは、あつせんが成功せずして、中止のやむなきに至つた場合でございますが、それらの場合におきましてあつせん委員からその結果を都道府県知事に報告する義務を規定いたしましたわけでございます。

十五條の六でございます。これはあつせんの申請書、あつせん拒否の場合の通知、あつせん委員のあつせんに服した場合は通知等におきまして、政令でそれらの施行上の必要な規定を定める根拠規定でございます。

次に三十一條第二項の改正であります。三十一條は、土地取用法上事業認定がなされてから三年間に、起業者がいつでも土地細目の公告の申請をいたしまして、強制取用手続に入る事ができることを規定しているわけでございますが、今回このあつせん制度を規定いたしましたのに即応いたしましたので、あつせんの申請があり、あつせん委員のあつせんに付せられました場合に、あつせん制度の継続三箇月間は起業者は土地細目の公

告の申請をすることをむしろ禁止いたしまして、あつせん制度に実効性を持たせようという考えから規定せられたわけでございます。この三箇月の土地細目公告の禁止は、起業者側からあつせんの申請があつたときはもちろん、相手方から申請のあつた場合にも適用されるものであります。

次に九十一條の第一項でございますが、土地の立入り、障害物の伐除あるいは土地調書の作成のための測量調査のために、土地所有者の受ける損失の補償については、すでに規定がございしますが、今回の改正によりまして、土地の試掘等による損失補償についても同様の必要がございしますので、その趣旨を規定して追加いたしましたのでございます。

次に百二十五條の改正であります。百二十五條は、取用法上の手数料の規定でございますが、このあつせん申請に対する手数料につきましては、起業者が申請者である場合におきましてのみ、これを徴収することにいたしました。あつせんそのものは、究極におきまして起業者の事業遂行を円滑に達成せしめるためのものでございますし、従つてその利益を受ける者は当然起業者でなければならぬと考えたからであります。一方土地所有者側に対しましては、あつせんの制度をできるだけ利用せしめるといふ建前におきまして、むしろ土地所有者側からはこの手数料を徴収しないことに規定いたしましたのでございます。手数料の額につきましては政令で別途定めることになしてあります。

百三十六條の御説明を申し上げます。百三十六條は、取用法上の代理人の規定でございますが、あつせんの申請をした場合におきましても、代理人を通じまして、このあつせん申請等をなし得る規定を追加したのであります。

百三十七條は、取用委員等の秘密を守る義務を規定した條文であります。あつせん委員につきましても、職務上知り得た秘密を守る義務を課することとしたのであります。

百四十三條は、罰則規定でございますが、先ほど申し上げました試掘等のために土地の立入り等をなす場合におきまして、都道府県知事の許可を必要といたしておりますが、その許可を要けないうちに土地に試掘等を行った際に、該当事者に対して三万円以下の罰金を科し得ることとしたのでございます。

以上が本改正案の逐條説明でございます。瀬戸山委員長代理 これにて逐條説明は終了しました。

これより質疑に入ります。質疑の通告がございします。これを順次許します。逢澤寛君。

○達澤委員 ただいまの説明で、土地取用法の一部改正に関する点は、大体適正だと思つておりますが、この土地取用法によつて起るゆえんは、ちよつと昨年でしたか、改正にあつたつていろいろその所見が述べられたのですが、究極のところは、公共の福祉を増進するため、やむを得ない範囲において他の所有権を侵すという趣旨で、今度の改正もできておると思つております。そうだとすれば、今説明されたようなことは当然のことであるが、私はこの法文を見てもう一步進み得ると想定できるので

す。たとえていへば、今御指摘になつたように、樹木があると支障があつて測定できないので、それを伐採するといふようなことは、全部この規定の中に入つておりますが、それだけではまだ満足でないから、地質の測量をやる、ボーリングをやるにあたつても、この規定によつてその認可までやる、公共の福祉を増進するために最小限度のことをやろうということであれば、当然のことではあります。もう一步進んで私も痛感することは、今回の北九州における水害の点を考へてみてもわかるように、河川の改修、治山治水を急ぐにやればならぬという場合を假想すると、たとえばダムをつくるとすれば、ダムの基礎である岩盤の調査をやる。それをボーリングによつてやるというものは確認してやるのだが、いま一步進めて、その基礎の調査をやるというところから考へられる。これを進むべきではないかと考へられる。今の御説明では一メートルないし一メートル五十センチくらいの穴を明けることはこれで確認してあるが、その基礎の調査をやるということが確認してないというおそれがある。この点まで御研究ができておるかどうかと、このことを、ちよつと御説明願ひたい。

○達澤委員 今回の改正では「試掘等」という字句を使つておりますが、すなわち試掘試錐、いわゆるボーリングをなし得ることを規定したのでございます。ただいまのお話によりまして、それ以外の方法において地質調査を可能ならしめる措置が必要ではないかといふことでございます。この点は前の土地取用法を御審議願ひましたときに御試掘等をむしろ規定したらど

うかといふ御意見もございましたが、実際の土地取用法の対象となる河川改修事業でございますか、そういう場合における実際の必要性から勘案いたしましたので、必要と認められた場合には規定しようといふことで、一応将来の改正にまつといふことにはいたしておつたわけでございます。最近、御承知のように、その実態から判断して参りますと、やはり地質調査は主として試掘ボーリングによつて行われるのが現状のようでございます。そういうことから勘案して規定いたしましたわけでございまして、そのほかの地質調査の方法、これを特に土地所有者の権利がある程度強制取用してもやらなければならぬといふ点につきましては、現在一時使用といふ規定がございします。これはもつぱら取用法の本来の目的にもどりまして、事業認定等の手続を経て、土地取用委員会の裁決に従つてなし得る、こういう道も開けてあります。もしもさうな場合におきましては、現行法上はやはり取用法一般の手続に従つて土地の一時使用といふことで解決せられるべきであるという考へ方に立つて規定をいたしておるのであります。さしあたり私どもの見ているところでは、ボーリング等の規定を今回の改正によつていたすことによりまして、おおむねその目的は達せられるのではないかと、かように考へております。

○瀬戸山委員長代理退席 委員長 着席

○達澤委員 ただいま一時使用に対する説明があつたのでありますが、一時使用はどういう場合に許可するか、またどういふ場合に適用するかといふ

ことを、ここでわかりましたら、ひとつ知らしていただきたいと思ひます。わからなければあとから文書でいただいてもよろしい。

○濠江政府委員 現在は取用法第五條、第六條等におきまして、その規定をいたしてあります。すなわち條件をいたしましては、三條の各号の一に該当する事業であること、それから手続をいたしましては、先ほど申し上げました土地取用と同様の関係におきまして、取用委員会に申請の手続をとる、そして取用委員会が認定すれば使用許可を与えられる、こういうことになつております。

○遠澤委員 私はその実例を承知しておるのでありますけれども、国が施行する電源開発事業にしても、一応の計画が成り立つて、諸設の設備ができ、いよいよ実施するといふ場合になつて、百分の一ないし千分の一の、ごく少数の一部の問題が解決しないために、その事業を遂行することができないうい場合が、だん／＼出て来ると思ひます。私どもも、その実例をよく承知してあります。これは公共の福祉に反すると私は思ふ。土地取用法を適用するといふことは所有権を侵すことだから、なるだけ避けなまればならない。しかしながら、一応の計画をきめて、多数の人がそれに賛意を表しているのに、百分の一ないし千分の一といふごく少数の人のためにその事業の遂行ができないで、莫大な投資をしたものがからまわりする、こういうことは、いわゆる公共の福祉を阻害するものであると思ふ。そうした場合のことをお考えになつて、あつ旋委員において適正な価格と申しますか、最後は価格の問題になつて来ると思ふ。その場合、公

定価格はないとしても、そこにおよそ常識上の価格というものがあつて、かりにその地方の田が一反歩十萬円で取引されておるとすれば、そこに緊急な事業をやる場合にこれがその三倍なり五倍の三十萬円とか五十萬円ならば、適当だと思ふ。ところが、これに対して十倍とか三十倍とか四十倍といふものを吹つかけて来て、それがために事業の遂行ができない場合が多々ある。そういう場合に、あつ旋委員によつて適正な価格でこれが売買できるような制度を確立することになると、公共の福祉を増進することになると私は思ふのですが、こういう点について御研究なさつたことがあるかどうか、お尋ねしておきたいと思ひます。

○南政府委員 お答え申し上げます。ただいまの御質問は取用法の七十二條に該当する場合と思ひます。「近傍類地の取引価格等を考慮して、相当な価格をもつて」この「相当な価格」が問題になるのであります。御指摘の電源開発等のダムその他の問題において、究極のところはやはり買取価格、この買取価格が「相当の価格」といふ非常に抽象的な文句になつておりますために、いろ／＼むずかしい問題が起さると思ふのであります。今お話のありましたように、二、三倍程度のものでもありますれば、それは相当の価格といふことは申されるのであります。しかし、十倍、二十倍となつて参りますと、相当の価格といふことは、私たちの考へでは少し行き過ぎるようにも考えられます。そこにむずかしさがあるものであります。しかし、非常にむずかしいことであり、またきめなければならぬ

ことではあります。さてこれを法律で規定するといふことは、なか／＼困難なものであります。要はあつせん制度の善用とか、あるいは土地取用委員の良識にまつて、そこに事業遂行の大きな意味の公共的目的を相互に了解していただきまして、適切有効な価格が出て参りますればよいのであります。御指摘のような場合が出て参るのであります。しかし、これを法律に規定いたしますことは、なか／＼困難であらうかと思ひますので、もう少しいろ／＼の事例に徴しまして、通牒その他でもつて一つの基準を与えることも、可能ではあります。しかし、それがはたしてほんとうに法的拘束力を持つかどうかといふ点になりますと、法律で規定しにくい関係から聞かなければ、それだけといふことになつて、なか／＼むずかしい問題であります。しかし、反面において再評価の問題とかいろいろの問題がありまして、客観的な土地の価格といふものもだん／＼きまりつつありますから、御指摘のように二十倍、三十倍といふような、足元につけ込むような価格は聞かなくてもいいのではないかと、また聞いてはならない価格ではなからうかと思つております。

○久野委員長 ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○久野委員長 本案に関する質疑は次会に続行することにいたします。

本日はこの程度とし、次会は公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

午後零時三分散会

昭和二十八年七月十五日印刷

昭和二十八年七月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局